



# 成年後見センター もりおか通信

第30号

2024年3月30日  
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)

認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話 019(626)6112 / FAX 019(656)0612 発行人:理事長 石橋 乙秀



## 「暮らしを支える意思決定支援」を学ぶ

成年後見センターもりおかは令和6年2月5日、令和5年度(公)岩手県福祉基金助成金を活用した事業の一環として、暮らしを支える意思決定支援をテーマにして、講演会を開催しました。講師には、鈴木敏彦教授(淑徳大学副学長)をお招きしました。鈴木教授は、ご専門の福祉サービス利用者の権利擁護などに関する研究及び実践に力を注がれておられ、神奈川県意思決定支援専門アドバイザーとして、「津久井やまゆり園利用者の意思決定支援ガイドライン」の策定に関わる活動をされています。当日は、弁護士、社会福祉士、社会保険労務士、行政書士など専門職、病院・福祉施設のソーシャルワーカーなどや市民後見人、当センター支援スタッフ・職員など70名を超える参加がありました。

・**成年後見人に望む** 鈴木教授は初めに、成年後見制度とは、知的障がいなどによって、判断能力にゆらぎをもっている本人の生活支援の一つであり、成年後見人には対人支援の専門家であってほしいと、述べられました。そして対人支援は、判断能力にゆらぎをもっている本人の「自律的な生活を継続していくことができる」ことを目指していくものでなければならない。成年後見人は、本人の人生を支配してしまうことがあるが、判断能力にゆらぎがあってもその人の人生、支配するための成年後見人ではない。自律的な生活とは、自分らしく生きていくということにある。成年後見人には、本人の「意思の尊重、心身の状態や生活の状況に配慮」が求められる。しかし、本人の判断能力が低下していることを理由に本人の意思や希望への配慮、関係する支援者等との接触のないまま成年後見人自身の価値観に基づいて権限を行使しているという反省すべき実例があったと、指摘されました。

・**対等なもの・対等でないもの** 次に、本人と成年後見人を含めた本人の支援に関わる者:支援者との間にある「対等なもの」「対等でないもの」について、はっきり区別して考えることが重要と、述べられました。「対等なもの」すなわち、人間の尊厳・人権などである。本人も支援者も命の価値において対等である。そこで、津久井やまゆり園事件を起こした死刑囚であるが、

彼は、「障がい者と健常者が平等なんてありえない」「むしろ、障がい者が世の中に不幸を招いている」「家族も支援者も苦しんでいる」と裁判中も繰り返し述べた。

いま、障がい者、LGBTなどの社会の多様性を認めない書き込みなどがあふれている。私たちは、こうした揺るがしてはならないものには、「駄目なものは駄目、平等なものは平等」と、確固たる信念で訴え続けていかなくてはならない。障がい者たちの生きる社会に向き合っていく、それが支援者の役目であると。一方、「対等でないもの」として情報力・自己表現力・判断能力など。その一つの情報力、支援者は暮らしの情報、福祉の情報をたくさん持っている、対等とは言えない。自己表現力であるが、例えば本人は突然ワッと大声を発する、自傷行為をするなど、そうした行為の中に本人のメッセージがある。しかし、社会的に認められていない難しさがある。さらに判断能力、判断能力にゆらぎがあるから支援者を必要としている。対等でないと言える。しかし、そのことをもって支援者は強い立場おかれ勝ちになることがある。先に反省すべき実例があったと述べたとおりである。本当に本人の弱さに向き合うのであれば、成年後見人が本人に面会に来ないということとはあり得ない。

・**本人に寄り添う・弱さにつけこまない** 支援者に求められることは、「弱さを抱える本人に寄り添う支援」「本人の抱える弱さにつけこまない」にあると、強く述べられました。その寄り添う支援について更に、自閉症の一青年の言葉を引用して、「(支援者は)アドバイスすると言いながら、自分が主人公になって物語を創作してしまう」「相手のためだという理由で、好き勝手な意見を伝えるよりは、その人の悲しみ、苦しみにただ寄り添う方が大切なこともある」と、述べられました。

支援者は相手が何らかの弱みを抱えているからアドバイスしたくなる、支配するため自分の思うとおりにや



りたいと思ってしまうが、支援者は他者の権利に深く係る責任と謙虚さを持つべきです。支援者は本人の一生の一瞬を通りすぎる脇役に過ぎないと考えべきです。主役が輝くのは、いい脇役があってこそと、言えるのではないかと述べられました。

・**意思決定ガイドライン** 次に、意思決定支援について、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」において支援者が行う支援の行為・仕組みについて述べられました。行為・仕組みの一つは、

可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援すること。二つ目は、そうした支援を尽くしても本人の意思、選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討し支援するという代行決定を含んだ特徴の二つ柱となっている。ガイドラインは曖昧なものであってはならず、今後とも、話し合っって精緻なものにしていかなくてはならないと、強調されました。

(田中美智子)

## 岩手県福祉基金助成事業 成年後見支援従事スタッフ等研修会

令和5年度に岩手県福祉基金助成金の交付を受けて、「社会福祉従事者向けの研修事業」を実施しました。

研修内容は、支援スタッフにとって関心の高かった「相続」「障がい者の健康管理」「他団体の成年後見活動に学ぶ」「障害者施設・障害者の就労先訪問」及び「暮らしを支える意思決定支援を学ぶ」の5のテーマを取り上げました。

### ◆研修第1回

#### 『相続（相続人を探す簡便な方法）』

(令和5年7月18日実施)

お亡くなりになった方の相続人をどのようにして探しますか。配偶者（夫、妻）がいれば、その方は相続人になります。その他に相続人がいるか。簡単に探す方法があります。

ラジオ体操第2の深呼吸体操を思い出してください。「腕を下から上へ、横に下ろして、深呼吸をします」。下は被相続人の子供、孫たち。上は父母、祖父母など。横は兄弟姉妹を表現します。これで相続人が誰か大体検討が付きますが、相続人になったら、亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取得して、ある程度の相続人を確定して、法務局に法定相続情報一覧図の発行を依頼するのが銀行預金などの相続手続きに有効です。(佐々木敦史)

### ◆研修第2回

#### 『障害者の健康管理』

(令和5年9月26日実施)

当後見センターで受任していた本人が、体調を崩し、病気が発見されてから数か月で亡くなりました。病気がすでに末期の状態であることを知らされます。後見人として本人と関わる上で、日常の健康状態の把握と少しでも早く発見する必要性を感じさせられました。

自ら症状を訴えることが苦手な知的障がいの方々の健康管理について、医師として地域医療に取り組んでおられる医師浮田昭彦氏（岩手町：さわやかクリニック院長）からお話を聞きました。

浮田氏は、障害者基本法及び権利条約による捉え方や医療的な特徴、及び11の病気の実例をあげ、説明し解説してくれました。そして、知的障がい者と関わるうえで大事なことは、一人ひとりと多く接して、対話し、自らのスキルを高めることにある、と結んでくれました。実例で話していただき、大変有意義なお話をいただきました。(佐藤研司)

### ◆研修第3回

#### 『他団体の後見活動に学ぶ』

(令和5年10月27日実施)

山形市内で成年後見事業を行っている柴田邦彦氏（社会福祉士）をお招きして、盛岡市総合福祉センターにて講演会を開催しました。

お話の内容は、成年後見制度の成り立ちと権利擁護の視点、柴田事務所での後見業務に関する具体事例、後見業務活動の視点などでした。受任事例（保佐類型）のケースについて、アパートで一人暮らししている知的障害者が紹介されました。本人の自宅を訪問した際、毎週の小遣いの計画の作成や体調等を気遣う保佐人の姿が動画に記録され、当事者同士の信頼関係構築の大切さを感じられました。次の深夜徘徊の老人救護の支援事例の報告では、老人介護施設への緊急保護手配、交番、民生委員、関係福祉課職員との普段からの連絡網及びコミュニケーションの重要性を強調されました。そして本人の意思の確認については、本人のみならず関係者と普段からの接触をもつよう心掛け、ときには本人の意思決定に際しチームを編成し、協議の上本人の意思を探る方法もあるといった手法の紹介もあり大変参考になりました。最後に、30分程度の質疑応答の時間を設け4人の方々より質問がありました。(斎藤文憲)

### ◆研修第4回

#### 『障害者施設及び障害者の就労先訪問』

(令和5年11月15日実施)

午前は施設訪問で、一戸奥中山地区にある障害者施設「カナン」の見学しました。利用者の作業風景、生活施設（グループホーム）や法人の成り立ち、そして奥中山地区にカナン」の施設が点在している意味の説明を受け理解しました。

午後は一戸町の中心部へ移動し、一戸駅東に位置する「(株)一戸製材所」を見学しました。この会社は40数年前より、障害者雇用を実践してきていて、この日は社長自らの案内で、作業場で製材した板材を手

際よく、処理している障害者の姿を見せてもらいました。その後、暖かい事務所へ案内され、障害者雇用を決定された会長からお話を伺いました。県内の木材界の現状と課題に触れた後、自らの実践に裏付けられた体験を熱い口調でお話いただきました。障害者と一緒

に働く中で、その真面目さ、素直さに、従業員に影響を与え、意識を変えてられた話されたことが、強く印象に残りました。

さてその一週間後、会長が突然お亡りになったと知らされました。ありがとうございました。(佐藤研司)

## 最近思うこと

船越 慈

今年度、当センターでは、「健康管理の取り組み」について、入所施設や就労継続支援施設など、事業種別毎に数施設を抽出し、対象となった施設に当センターの支援員が訪問し、聞き取りの形式で調査を行いました。結果については、とりまとめを行っているところであり、内容については詳しくは触れませんが、私も数か所施設訪問し、その時感じたことを少しお話ししたいと思います。

どの施設についても、定期健康診断は実施されており、心強い限りなのですが、市等で40歳以上74歳未満の方を対象に行っている成人検診（がん検診等）のような形までは実施されておらず、市町村が行う成人検診受診についても、家族のいない方は別として、各施設とも、検診受診の個別支援は困難であり、保護者の方をお願いせざるをえない苦しい状況が見受けられました。また、成人検診の結果についても、施設では把握しきれていない状況が見られ、「障がい者のがん予防について大きなハードルがある。」ことを感じざるを得ませんでした。

健常者であっても、がん検診は大変ですから、知的障がい等をお持ちの方にとっては、バリウムを飲むところから大きな困難があることは容易に想像できま

す。がん検診の受診をどうやって高めたらよいか、我々が後見等を行っている利用者の方のがん検診受診に向けた取り組みをどうするか、一朝一夕では解決できることではありませんが、当事者の方、保護者の方、支援関係者等と連携して方向性を編み出していきたいと考えているところです。

また、各施設を訪問する中で、健康管理の問題と並んで、65歳に到達した利用者、特定疾患で要介護状態になった利用者の介護保険サービスの移行（一部利用）について、各施設も悩んでいることがわかりました。

介護保険サービスの利用の際の応益負担をどうするかの問題のほか、「施設が、高齢化し支援度が高まった利用者をごくまで支援できるのか。」「介護保険事業者との連携をどのようにして介護保険の利用に結び付けるのか。」という課題が、今回の訪問調査を通じ、自分の目の前にあることを肌で感じざるを得ませんでした。

今回の訪問活動で感じた課題については、当センターも自分も理解を深め、実際の支援に生かしていきたいと思えます。

## 市民後見人の活動支援について

盛岡広域成年後見センター長 菊池 潤

盛岡地域では令和元年12月に初めて市民後見人が成年後見人として家庭裁判所から選任されて以来、これまでに27名（うち4名は2回目）が選任され、現在21名が成年後見人等として活動しています。

市民後見人は専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）と2人でスタートし、専門職が担う必要のある課題が解決し、市民後見人が後見業務を習熟したところで、専門職が辞任し、単独での後見活動となります。現在2名が単独で活動しています。

成年後見人等として選任されるためには、市民後見人養成講座（50時間）を修了し、市民後見人候補者名簿に登録する必要があります。現在76名が候補者名簿に登録しています。

養成講座修了後もフォローアップ研修（10時間）、定期研修（年2回）を受講しても、いざ市民後見人に

選任されると、専門職との複数後見とはいえ、その責任の重さに不安を感じる方もいます。当センターでは、選任された方が安心して後見活動を行えるよう、毎月「市民後見人情報交換会」を開催し、研修や事例検討、意見交換などを行っています。また、後見業務にかかるリスクに対応するため、「成年後見賠償責任保険」に加入できる体制も整えました。さらに、市民後見人の皆さんと協議を重ね、「市民後見人活動の手引き」や「市民後見人倫理綱領・行動指針」を作成・配布しました。

市民後見人には、同じ地域に暮らす住人としてご本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援が求められます。当センターとしては、今後も市民後見人の活動をバックアップしていきます。

## ある日の後見記録 から



### 郵便物が、後見センターへ送付されない？

本人宛での申請・届出などの必要な郵便物が、後見センターへ送付されないことがあります。期限間際になって届き、大急ぎで申請や届出に間に合わせたことがありました。郵便物がきちんと送付されないと本人に代わって申請や届出が遅れたり、出来ないことにもなりかねません。事柄によっては、本人の不利益となってしまう可能性があります。こうした事態が起こらないよう手配をしなければなりません。郵便物の受け取り、管理は、後見人の仕事を進めていくうえでとても大切なことの一つです。

郵便物が後見センターに送付してもらうようにするには、どのような手配をしておくことが必要でしょうか。

まず、市町村（健康保険、介護保険や障害福祉、住民税、固定資産税や年金）の窓口や、本人と取引関係のある所へ、郵便物を後見人へ送付してもらうよう手配することが、第1歩です。金融機関への届出も同様です。

しかし、こうした手配を行ったとしても、十分ではないと感じることがあります。本人へ配達された郵便物が何らかの事情でそのまま本人が保管していたということがあるからです。後見センターは、本人への定期的な訪問面会の機会も活かし、利用施設等の方々のご協力、情報提供をいただきながら、郵便物が本人のところに留まっていないかどうか確認しあってきましたが、さらに見守り、確認しあっていくことを大切にしていきます。



### 新人紹介

後見人の役割をよく知らずに、講座を受けました。定年が近づき残りの人生で何が出来るかを探していました。狭い世間しか知らずに終わるのは心残りだと思いました。

しかし、講座が進むうちに、これは自分には出来そうにない・・・と諦めの気持ちが湧いてきたのを覚えています。さらに、知人から後見への否定的な考えを聞いてますます気持ちが縮んでしまいました。

それでも、センターの皆さんの、後見する姿を見

支援員 佐々木 優子

たり、前向きな言葉を聞いたりするうちに、やっていないのに出来ないと思わずに、出来ることを見つけていこうという気持ちが芽生えてきました。

チャップリン「死と同じように避けられないものがある。それは生きることだ。」この言葉をよく思い起こします。誰もが生きていくのは苦しい事の連続だと思います。でも、少しの光を頼りに生きていけると思っています。少しでも役に立つ後見が出来る人になりたいと思います。

## 大切なお知らせ

### 賛助会員・寄付者を募集しています

本会は、社会貢献活動として成年後見制度が広く活用されるよう、普及や相談、申立支援などを行っています。

2020年4月から、広域センター事業の受託を始めました。より一層、成年後見制度活動が促進されるよう、賛助会員、寄付者を広く募集しています。

なお、賛助会員会費、寄付金は、お近くの郵便局で、窓口配置してある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。



賛助会員会費（年間）

1口 3,000円

銀行名：ゆうちょ銀行

記号と番号：02260-1-106722

口座名義：NPO法人 成年後見センターもりおか

※恐れ入りますが、振込手数料をご負担ください。